

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	17	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税（利子割）事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（森林組合等関係）		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 森林組合等で青色申告書を提出するものが、特定機械装置等を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを事業の用に供した場合には、その特定機械装置等について、基準取得価額の30%相当額の特別償却又は基準取得価額の7%相当額の税額控除との選択適用を行うことができる。 ・特例措置の内容 30%の特別償却又は7%の税額控除 		
〔関係条文〕	<p>租法第10条の3、第42条の6、第68条の11 地法第51条、第72条の24の7、第314条の4</p>		
減収見込額	(初年度) — (▲25) (平年度) — (▲25) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 林業生産活動の生産性向上に取り組む意欲のある森林組合等を支援することにより、林業・木材産業の活性化を図るとともに、森林所有者の経済的社会的地位の向上を促進し、山村地域の経済活性化と国土の保全に資する。</p> <p>(2) 施策の必要性 国内の林業は路網整備や施業集約化の遅れなどから生産性が低く、材価も低迷する中、森林所有者の林業活動への関心は低下するなど、国内の林業・木材産業をとりまく状況は厳しさを増している。 こうした中、森林の適切な整備を進めていくため、新成長戦略に位置づけられている森林・林業再生プランにおいては、森林施業の担い手である森林組合等における間伐等施業の集約化を推進するとともに、高性能林業機械等の導入を通じた生産コスト縮減を図ることとしている。 このような状況に対応するため、森林組合等の設備投資の促進に大きなインセンティブとなる本税制措置を延長することにより、森林組合等が行う設備投資の促進を図ることが重要かつ不可欠である。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号） (林業の持続的かつ健全な発展) 第三条 林業については、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることいかんがみ、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、望ましい林業構造が確立されることにより、その持続的かつ健全な発展が図られなければならない。</p> <p>○森林・林業基本計画（平成23年7月26日閣議決定） 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策 (1) 望ましい林業構造の確立</p> <p>○森林・林業再生プラン（平成21年12月農林水産省策定） III. 検討事項 1. 林業経営・技術の高度化</p> <p>※森林・林業再生プランについては、平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、経済成長に特に貢献度が高い施策である「21の国家戦略プロジェクト」の一つに位置付けられているところ。</p>		
本要望に 対応する 縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【大目標】 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>【中目標】 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>【政策分野】 林業の持続的かつ健全な発展</p>																
	政策の達成目標	<p>意欲のある森林組合等に対して、高性能林業機械の導入等を促すことにより、効率的かつ低成本の素材生産の達成を目指す。 具体的には、素材生産の労働生産性の向上を図る。 〔10年後（平成32年）の労働生産性〕 主伐 11～13m³/人日以上 間伐 8～10m³/人日以上</p>																
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成26年3月31日（2年間）																
	同上の中間達成目標	政策の達成目標と同じ																
	政策目標の達成状況	現状の素材生産の労働生産性は、主伐で5m ³ /人日程度、間伐で3m ³ /人日程度であるが、当該租税特別措置等を活用して、林業機械等の導入を進めていくことで、最終目標に近付けていくことが可能である。																
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th><th>22年度</th><th>23年度（見込）</th><th>24年度（見込）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人数</td><td>39</td><td>47</td><td>41</td><td>79</td><td>52</td><td>57</td><td>57</td></tr> </tbody> </table> <p>全国の森林組合等が対象であり、偏りはない。適用対象者は年度単位で見ると約700森林組合のうち約1割の森林組合が本制度を活用していることとなる。林業機械等は高価であり、導入を進めるにあたり、各森林組合において計画性をもって導入する必要があるため、適用件数が約1割であっても僅少ではない。</p>	区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度（見込）	24年度（見込）	適用法人数	39	47	41	79	52	57	57
区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度（見込）	24年度（見込）											
適用法人数	39	47	41	79	52	57	57											
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	生産性の大幅な向上をもたらすと言われる高性能林業機械は、初期投資額が大きいことがネックとなっているが、本税制措置は森林組合等の設備投資の促進に大きなインセンティブとなっており、労働生産性の向上等に寄与すると考えられる。																	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし																
	予算上の措置等の要求内容及び金額	平成23年度 森林・林業・木材産業づくり交付金 約16億円の内数																

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>森林組合等への設備投資に係る支援措置として、森林・林業・木材産業づくり交付金、林業・木材産業改善資金等補助・融資があるが、その対象となっている高性能林業機械は、次のとおり、非常に高価である。このため、より一層、これらの導入を促進するためには、補助・融資を含めた一体的な措置を講じる必要がある。</p> <p>また、素材生産に必要なホイルローダー等重機や、施業集約化に欠かせない器具、ソフトウェア等については、補助・融資の対象となっていないことから、他の支援措置等との役割分担ができる。</p> <p>[参考：高性能林業機械の金額]</p> <p>フォワーダ (1,500万円前後) ハーベスター (2,000~3,000万円) プロセッサ (1,500~2,500万円) スイングヤーダ (1,500万円前後)</p>																
	要望の措置の妥当性	高性能林業機械等の導入を行った際に、他の支援措置に比べ迅速に機能する本措置は、森林組合等における機械等への投資の促進に大きなインセンティブとなり、効率化が図られる。																
税負担軽減措置等の適用実績		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H20年度</th><th>H21年度</th><th>H22年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td><td>757</td><td>738</td><td>723</td></tr> <tr> <td>特例適用件数(件)</td><td>41</td><td>79</td><td>52</td></tr> <tr> <td>減税見込額(百万円)</td><td>12</td><td>28</td><td>29</td></tr> </tbody> </table>		H20年度	H21年度	H22年度	対象者数	757	738	723	特例適用件数(件)	41	79	52	減税見込額(百万円)	12	28	29
	H20年度	H21年度	H22年度															
対象者数	757	738	723															
特例適用件数(件)	41	79	52															
減税見込額(百万円)	12	28	29															
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)		森林組合における高性能林業機械の保有台数は年々増加しており、生産性の向上を実現し、生産コストの縮減につながっている。また森林組合の素材生産量もH16:2,681千m ³ からH21:3,231千m ³ へと着実に拡大している。																
前回要望時の達成目標		林業生産活動等に対する投資を促進することで、林業・木材産業の構造改革を図り、山村地域の経済活性化を促進する。 また、平成27年度までに国産材の供給・利用量を23百万m ³ に拡大すること。																
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		本税制措置の積極的な活用により、国産材の供給・利用量は、計画作成年のH18以降H20年まで増加し続けて19,424千m ³ まで増加したが、H22年は、18,236千m ³ まで減少した。 これは、H19年以降における住宅着工数の減少による、製材品及び合板の生産量の減少やH20年秋以降の急速な景気悪化等の影響を受けたことによる。																
これまでの要望経緯		創設：平成10年4月総合経済対策 延長：平成11年、12年、13年、14年、16年、18年、20年、22年 適用期限ごとに延長。																